

海田市駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入(履行) 場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
22	産業廃棄物処理(繊維屑)ほか1件	海田市駐屯地業務隊	8.1.30	7.5.14	7.5.22 11時00分	7.5.22 11時00分	無し	市価調査書期限 7.5.20 12時00分
23	産業廃棄物処理(廃プラスチック類)	原付演習場隊舎	8.1.30	7.5.14	7.5.22 11時00分	7.5.22 11時00分	無し	市価調査書期限 7.5.20 12時00分
24	産業廃棄物処理(廃プラスチック類)	海田市駐屯地業務隊 集 約倉庫	8.3.31	7.5.14	7.5.22 11時00分	7.5.22 11時00分	無し	市価調査書期限 7.5.20 12時00分
	以下余白							

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒736-0053
住所:広島県安芸郡海田町寿町2-1
契約機関名(担当):陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊 森新(もりしん)
電話番号(内線):082-822-3101(内2342)
FAX番号:082-823-4226

※中部方面会計隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>) の実施要領を確認の上、お問い合わせください。

見積期限: 5月22日(木) 11:00

森新(もりしん)

納期 : 1月30日
納地 : 陸上自衛隊海田市駐屯地

令和 年 月 日

住所・名称・代表者名・インボイス登録番号

[illegible]

市場価格調書

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 松尾 文親 殿

提出期限: 5月20日(火)11:00

担当
森新(もりしん)

¥ 単価 (消費税含まない)

令和 年 月 日

住所・名称・代表者名・インボイス登録番号

納期 : 1月30日

納地 : 陸上自衛隊海田市駐屯地

陸上自衛隊海田市駐屯地

FAX:082-823-4226

品 名	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価	備 考
産業廃棄物処理(繊維屑)	仕様書のとおり	KG	1,270		
産業廃棄物処理(家電屑)	仕様書のとおり	KG	1,322		
	以下余白				

仕 様 書	
名 称	産業廃棄物処理（繊維屑・家電屑）
作 成 年 月 日	令和7年4月24日
適 用 範 囲	この仕様書は、産業廃棄物処理（繊維屑・家電屑）について規定する。
1 場 所 陸上自衛隊海田市駐屯地 2 数 量 繊 維 屑 : 1270.0kg 家 電 屑 : 1322.0kg ※ 数量については、概定数量 3 一般事項 (1) 廃棄物とは、上記品目を産業廃棄物として処理すべき物品のこと。 (2) 請負業者は、駐屯地で発生した廃棄物を搬出・運搬処理すること。 (3) 搬出時間の細部については、係官と調整すること。 (4) マニフェストの提出期限は、令和8年1月30日（金）とする。 (5) 引き取り期限日は、令和7年6月30日（月）とする。 (6) 調整先：係官 清水1曹 内線2924 安部2曹 内線2973 4 特記事項 (1) 請負業者は、産業廃棄物処分業許可書（写）を事前に提出すること。 (2) 請負業者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出すること。 5 検 査 検査は、最終処分終了後、マニフェストE票の到達をもって完了とする。	

文書管理者：海田市駐屯地業務隊補給科長

作成年月日：7. 4. 24

保存期間：5年（13. 3. 31まで保存）

配布先：第350会計隊長

枚数：1枚

見積期限: 5月22日(木) 11:00

担当
森新(もりしん)

納期：3月31日
納地：陸上自衛隊海田市駐屯地業務隊 集約倉庫

令和 年 月 日

○対価の支払の時期
契約の履行後、国が適法な支払請求書を受理した日から30日以内。
○上記見積条件及び「入札及び契約心得」及び
「標準契約書及び請書」の契約条項を承諾の上見積します。
○当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は
「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について
誓約します。

住所・名称・代表者名・インボイス登録番号

内 訳

[illegible]

市場価格調書

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 松尾 文親 殿

提出期限: 5月20日(火)11:00

担当
森新(もりしん)

¥ 単価 (消費税含まない)

令和 年 月 日

住所・名称・代表者名・インボイス登録番号

納期 : 3月31日

納地 : 陸上自衛隊海田市駐屯地業務隊 集約倉庫

陸上自衛隊海田市駐屯地

FAX:082-823-4226

品 名	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価	備 考
産業廃棄物処理(廃プラスチック類)	仕様書のとおり	KG	1,150		
	以下余白				

仕 様 書	
名 称	産業廃棄物処理（廃プラスチック類）
作 成 年 月 日	令和7年4月24日
適 用 範 囲	この仕様書は、産業廃棄物処理（廃プラスチック類）について規定する。
1 場 所 陸上自衛隊海田市駐屯地 2 数 量 廃プラスチック類 : 約 1150kg 細部内訳 爆索1ST（1個が約24kg×8個入）＝ 合計 約192kg 附属品 ゴム制動索 1本 約14kg ナイロン制動策 1個 約18kg 総合計 約230kg 爆索1ST 約230kg × 5STを処分 トータルの重さ 約1150kg ※ 数量については、概定数量 運搬費も含む。 3 一般事項 (1) 廃棄物とは、上記品目を産業廃棄物として処理すべき物品のこと。 (2) 請負業者は、駐屯地で発生した廃棄物を搬出・運搬処理すること。 (3) 搬出時間の細部については、係官と調整すること。 (4) 産業廃棄物の種類は、廃プラスチック類（木箱入り）のみとする。（マニフェストも同様） (5) マニフェストE票の提出期限は、令和8年3月31日（金）とする。 (6) 引き取り期限日は、令和7年9月30日（水）とする。（180日基準） (7) 調整先：係官 安部2曹 内線2973 4 特記事項 (1) 請負業者は、産業廃棄物処分業許可書（写）を事前に提出すること。 (2) 請負業者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出すること。 5 検 査 検査は、最終処分終了後、マニフェストE票の到達をもって完了とする。	

文書管理者：海田市駐屯地業務隊補給科長

作成年月日：7. 4. 24

保存期間：5年（13. 3. 31まで保存）

配布先：第350会計隊長

枚数：1枚

見 積 書

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 松尾 文親 殿

見積期限: 5月22日(木) 11:00

担当
森新(もりしん)

¥ 単価 (消費税含まない)

納期 : 1月30日

納地 : 陸上自衛隊原村演習場廠舎

令和 年 月 日

○対価の支払の時期

契約の履行後、国が適法な支払請求書を受理した日から30日以内。

○上記見積条件及び「入札及び契約心得」及び

「標準契約書及び請書」の契約条項を承諾の上見積します。

○当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は

「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について
誓約します。

住所・名称・代表者名・インボイス登録番号

内 訳

品 名	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価	備 考
産業廃棄物処理(廃プラスチック類)	仕様書のとおり	KG	1,150		
	以下余白				

市場価格調書

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 松尾 文親 殿

提出期限: 5月20日(火)11:00

担当
森新(もりしん)

¥ 単価 (消費税含まない)

令和 年 月 日

住所・名称・代表者名・インボイス登録番号

納期 : 1月30日

納地 : 陸上自衛隊原村演習場廠舎

陸上自衛隊海田市駐屯地

FAX:082-823-4226

品 名	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価	備 考
産業廃棄物処理(廃プラスチック類)	仕様書のとおり	KG	1,150		
	以下余白				

仕 様 書	
名 称	産業廃棄物処理（廃プラスチック類）
作 成 年 月 日	令和7年4月24日
適 用 範 囲	この仕様書は、産業廃棄物処理（廃プラスチック類）について規定する。
1 場 所 原村演習場（東広島市八本松町） 2 数 量 廃プラスチック類（マット）： 1505.0kg ※ 数量については、概定数量 3 一般事項 (1) 廃棄物とは、上記品目を産業廃棄物として処理すべき物品のこと。 (2) 請負業者は、原村演習場廠舎で発生した廃棄物を搬出・運搬処理すること。 (3) 搬出時間の細部については、係官と調整すること。 (4) マニフェストの提出期限は、令和8年1月30日（金）とする。 (5) 引き取り期限日は、令和7年6月30日（月）とする。 (6) 調整先：係官 清水1曹 内線2924 安部2曹 内線2973 4 特記事項 (1) 請負業者は、産業廃棄物処分業許可書（写）を事前に提出すること。 (2) 請負業者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出すること。 5 検 査 検査は、最終処分終了後、マニフェストE票の到達をもって完了とする。	

文書管理者：海田市駐屯地業務隊補給科長
 作成年月日：7. 4. 24
 保存期間：5年（13. 3. 31まで保存）
 配布先：第350会計隊長
 枚数：1枚